

資料編

1 山梨県食の安全・安心推進条例	33
2 山梨県食の安全・安心推進条例施行規則	41
3 食品の原産地に関する情報提供基準	42
4 原料原産地名の表示が必要な加工食品	44
5 山梨県食の安全・安心審議会第1期委員名簿	45
6 用語解説	46
7 「食の安全・安心」を所管する関係機関一覧	56

山梨県食の安全・安心推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 推進計画等（第7条—第9条）

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策

　第1節 食の安全・安心を推進するための体制整備（第10条—第13条）

　第2節 生産から販売に至る食品の安全性の確保（第14条—第17条）

　第3節 食品に関する正確な情報の提供（第18条—第21条）

　第4節 関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築（第22条—第25条）

第4章 健康への悪影響の未然防止（第26条—第30条）

第5章 山梨県食の安全・安心審議会（第31条—第33条）

第6章 雜則（第34条）

附則

食は、人の生命の源であり、その安全性と信頼性が確保されることは、私たちが健康で安心して暮らしていくために極めて重要である。

近年の科学技術の進歩や国際化の進展の中で、国内外からもたらされる多種多様な食品が日々の食卓を彩り、私たちは、豊かな食生活を享受できるようになった。

一方、近年、食品の安全性を脅かし、その信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、県民の食に対する関心はますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が強く求められている。

本県は、全国屈指の果樹王国として、また、我が国におけるワインの主産地として広く知られており、本県の風土が擁する清らかな水や空気、恵まれた自然環境を活かした様々な農林水産物やそれらを主な原材料とした加工食品、ほうとうや煮貝などの郷土食・食文化は県民全ての誇りであり、本県のブランドイメージの重要な構成要素となっている。それらを守り、育て、次の世代に継承していくためにも、県産食品の安全・安心の確保は不可欠である。

今こそ、生産者、事業者、県民の全てが、食の重要性を十分に認識し、環境の保全にも配慮しながら、食の安全・安心の確保に向けて、創意工夫を重ね、それぞれの責務や役割を協働して果たすことが必要である。

ここに、県民の総意として、消費者が安全にかつ安心して消費できる食品等の生産及び供給の拡大を通じ、健康で安心できる真に豊かな県民生活の実現に寄与するため、将来にわたって食の安全・安心の確保を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県、生産者及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、並びに食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心の確保 食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保することをいう。
- (2) 食品 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品をいう。
- (3) 食品等 食品、添加物（食品衛生法第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原材料として使用される農林水産物をいう。
- (4) 生産資材 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。
- (5) 生産者 農林水産物（食用以外の用途に供するものを除く。）の生産（採取を含む。以下同じ。）の事業を行う者及びその組織する団体をいう。
- (6) 事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 食品又は添加物の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬又は販売の事業（農業及び水産業における食品の採取業を除く。）を行う者
 - ロ 器具又は容器包装の製造、輸入又は販売の事業を行う者
 - ハ 学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する事業を行う者
- 二 生産資材の生産、製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者
- (7) 特定事業者 食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であつて、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。
- 2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
 - 3 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。
 - 4 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階における行為が環境に及ぼす影響に配慮して、行われなければならない。
 - 5 食の安全・安心の確保は、県、生産者、事業者及び県民が、それぞれの責務又は役割を認識し、相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者及び事業者の責務)

- 第5条 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。
- 2 生産者及び事業者は、前項の措置を講ずるに当たっては、その使用人その他の従業者が食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めることができるように配慮しなければならない。
 - 3 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等又は生産資材に起因して県民の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、速やかにその原因を究明し、及びその拡大又は発生の防止のために必要な措置を迅速かつ確実に講ずる責務を有する。
 - 4 生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
 - 5 前4項に掲げるもののほか、生産者及び事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

- 第6条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、及び必要な情報を収集するよう努めるものとする。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、食品等の消費に際しては、その使用、調理、保存その他の取扱いに起因して人の健康に悪影響を及ぼすことがないよう努めるものとする。
 - 3 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めること等によって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 推進計画等

(推進計画)

- 第7条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 食の安全・安心の確保に関する施策についての基本的な方針
 - (2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聽かなければならない。
 - 4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(推進計画の実施状況の公表)

- 第8条 知事は、毎年度、推進計画の実施状況を山梨県食の安全・安心審議会に報告し、かつ、これを公表しなければならない。

(施策の提案)

第9条 県は、県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止についての提案があったときは、第7条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる場合を除き、当該提案について検討を行い、当該提案をした者に対してその結果を通知するとともに、その内容を公表するものとする。

第3章 食の安全・安心の確保に関する基本的施策

第1節 食の安全・安心を推進するための体制整備

(危機管理体制の整備等)

第10条 県は、食品を摂取することにより県民の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第11条 県は、食の安全・安心の確保に関する実践的かつ専門的な知識を有する人材を育成するため、講習会の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

(国等との連携等)

第12条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保を図るために必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(関係者との連携及び協働)

第13条 県は、消費者、生産者、事業者、消費者団体その他の関係者と連携し、及び協働して、食の安全・安心の確保に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第2節 生産から販売に至る食品の安全性の確保

(監視の的確な実施及び指導等の充実)

第14条 県は、食の安全・安心の確保を図るために、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、監視を的確に行うとともに、指導及び検査の充実に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第15条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、必要な調査研究を推進するものとする。

(生産者の自主的な取組の促進)

第16条 県は、食の安全・安心の確保に関する生産者の自主的な取組を促進するため、生産に係る工程の管理に関する手法の普及、環境への負荷の低減に配慮した農業生産方式に関する研究開発及びその成果の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

(事業者の自主的な取組の促進)

第17条 県は、食の安全・安心の確保に関する事業者の自主的な取組を促進するため、食品衛生に関する最新の知識の普及、食品の製造又は加工の過程における高度な衛生管理の方法の導入に対する支援その他の必要な施策を実施するものとする。

第3節 食品に関する正確な情報の提供

(情報の記録及び保存)

第18条 生産者は、農林水産物に対する消費者の信頼を確保するため、農林水産物の生産に関する情報の記録及び保存に努めるものとする。

2 事業者は、食品等に対する消費者の信頼を確保するため、食品等又は生産資材の製造、輸入、加工、販売等に関する情報の記録及び保存に努めるものとする。

3 県は、生産者及び事業者が行う前2項の取組を促進するため、必要な助言又は指導を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行い、並びに消費者、生産者、事業者その他の関係者に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 県は、生産者、事業者その他の関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情報について、生産者、事業者その他の関係者による提供が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

(適正な食品表示の確保)

第20条 県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品衛生法その他の法令の規定による食品の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品の表示の制度に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(原産地に関する情報の提供の充実)

第21条 事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）又は加工食品（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。

2 前項の規定は、事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、若しくは加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。

第4節 関係者間の相互理解の増進・信頼関係の構築

(相互理解の増進等)

第22条 県は、食の安全・安心の確保に関し、消費者、生産者、事業者その他の関係者間において、相互理解を増進し、信頼関係の構築を促進するため、情報及び意見の交換の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(食の安全・安心推進月間)

第23条 県民の間に広く食の安全・安心の確保についての関心を高め、及びその理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に対する県民の意識の高揚を図るため、食の安全・安心推進月間を設ける。

2 食の安全・安心推進月間は、9月とする。

3 県は、食の安全・安心の確保に関して特に優れた取組を行ったものの表彰その他の食の安全・安心推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(認証制度の普及)

第24条 県は、県内で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として県内で製造され、加工され、若しくは調理された食品であって、安全かつ良質なものの認証に係る制度の普及に努めるものとする。

(食育及び地産地消の推進)

第25条 県は、食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深めるとともに、県民の食に関する適切な判断力を養うため、食育を推進するものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保に関する県民の知識と理解を深めるとともに、消費者、生産者、事業者その他の関係者間における相互理解の促進に資するため、地産地消(地域で生産された農林水産物又はこれを主たる原材料として地域内において製造され、加工され、若しくは調理された食品を、その生産され、製造され、加工され、若しくは調理された地域内において消費することをいう。)を推進するものとする。

第4章 健康への悪影響の未然防止

(出荷の制限)

第26条 生産者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売してはならないこととされている食品に該当する農林水産物を出荷してはならない。

(自主回収の報告)

第27条 特定事業者は、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等（食品の原材料として使用される農林水産物を除く。以下この条において同じ。）の自主的な回収（法令の規定による命令を受けて行う回収以外の回収をいう。以下この条において「自主回収」という。）に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

- (1) 食品衛生法の規定に違反する食品等（同法第19条第2項の規定に違反する食品等にあっては、規則で定めるものに限る。）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 特定事業者が自主回収に着手した食品等が消費者に販売されていないことが明らかであるとき。
 - (2) 特定事業者が自主回収に着手した食品等の販売の相手方の全てを特定し、かつ、当該相手方の全てに対し、当該食品等の自主回収に着手したことについて、直ちに知らせることができるとき。
 - (3) 特定事業者が自主回収に着手した食品等が県内に流通していないことが明らかであるとき。
- 3 第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る自主回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による報告に係る自主回収の措置が人の健康に係る被害の発生又は拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った特定事業者に対し、当該自主回収の措置の変更に係る助言又は指導を行うことができる。
- 5 知事は、第1項又は第3項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(危害情報の申出)

- 第28条 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、関係法令又はこの条例の規定により、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

(立入検査等)

- 第29条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者、事業者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

- 第30条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、必要な措置を講すべきことを勧告することができる。
- (1) 生産者が第26条の規定に違反して農林水産物を出荷したとき。 当該生産者
- (2) 特定事業者が第27条第1項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 当該特定事業者
- (3) 生産者又は事業者が前条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 当該生産者又は当該事業者
- 2 知事は、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き、生産者又は事業者に対し、当該悪影響を未然に防止するために必要な措置を講すべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合であって、あらかじめ、山梨県食の安全・安心審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書に規定する場合において、知事は、その旨及びその勧告の内容を山梨県食の安全・安心審議会に報告しなければならない。
- 5 知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第5章 山梨県食の安全・安心審議会

(山梨県食の安全・安心審議会)

- 第31条 次に掲げる事務を行うため、知事の附属機関として山梨県食の安全・安心審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- (1) この条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議すること。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - (1) 消費者
 - (2) 生産者
 - (3) 事業者
 - (4) 学識経験のある者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 6 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 10 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門的知識を有する者からの意見聴取)

第32条 審議会は、必要があると認めるときは、食の安全・安心の確保に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(審議会の運営に関する委任)

第33条 前2条に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雜則

第34条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条、第26条、第27条、第29条及び第30条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 [以下省略]

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県食の安全・安心推進条例（平成24年山梨県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主回収の報告)

第2条 条例第27条第1項の規定による報告は、自主回収着手報告書（第1号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

2 条例第27条第1項第1号の規則で定める食品等は、次に掲げる食品等とする。

(1) 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下この項において「府令」という。）第1条第2項第2号又は食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下この項において「乳等府令」という。）第3条第2項第2号ホ若しくはト、第3号ヲ若しくはカ若しくは第4号チの規定に違反する食品等（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められるものを除く。）

(2) 府令第1条第2項第6号、第7号若しくは第10号又は乳等府令第3条第2項第3号チ若しくはリ若しくは同項第4号ホ若しくはへの規定に違反する食品等

(3) 府令第1条第2項第8号又は乳等府令第3条第2項第2号ヘ、第3号ワ若しくは第4号リの規定に違反する食品等

3 条例第27条第1項第2号の規則で定める食品等は、食品等の臭味、食品等の外観、食品等の生産、製造、加工、調理、貯蔵又は販売の状況、現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合理的に判断して同項第1号に該当するおそれがあると認められる食品等とする。

4 条例第27条第3項の規定による報告は、自主回収終了報告書（第2号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

5 条例第27条第5項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第29条第2項の身分を示す証明書は、第3号様式のとおりとする。

(事実の公表の方法等)

第4条 条例第30条第5項の規定による公表は、県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 励告を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 励告の内容

(3) 公表の原因となる事実

(意見陳述の機会の付与の手続)

第5条 条例第30条第6項の規定による意見の陳述は、知事が口頭ですることを認めたときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 知事は、条例第30条第6項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者（次項及び第4項において「当事者」という。）に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 公表しようとする内容及びその理由

(2) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭により意見を述べる機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定により通知を受けた当事者が口頭により意見を述べるべきときは、知事が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。

4 第2項の規定により通知を受けた当事者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとみなす。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

[様式省略]

食品の原産地に関する情報提供基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山梨県食の安全・安心推進条例（平成24年山梨県条例第15号）第21条第1項の規定に基づき、事業者が行う畜産物の原産地及び加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。

(畜産物の原産地に関する情報)

第2条 国内で生産された畜産物（生鮮食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第514号）第2条の生鮮食品であって、生鮮食品品質表示基準別表に規定する畜産物をいう。）の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の各号のいずれかに掲げる事項とする。

- (1) 主たる飼養地が属する都道府県の名称
- (2) 主たる飼養地が属する市町村の名称
- (3) 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの

(加工食品の原材料の原産地に関する情報)

第3条 加工食品の原材料の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる事項のいずれかとする。

原材料の区分	提 供 す べ き 情 報
国内で生産された農産物	<ul style="list-style-type: none">イ 都道府県名ロ 市町村名（加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）において原産地を表示すべきこととされている原材料を除く。）ハ 一般に知られている地名
国内で生産された畜産物	<ul style="list-style-type: none">イ 主たる飼養地が属する都道府県の名称ロ 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの
国内で生産された水産物	<ul style="list-style-type: none">イ 生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称ロ 水揚げした港の名称ハ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名称ニ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称（加工食品品質表示基準において原産地を表示すべきこととされている原材料を除く。）ホ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの
削りぶしの原材料として使用される国内で加工されたかつおのふし	<ul style="list-style-type: none">イ 都道府県名ロ 市町村名ハ 一般に知られている地名

2 前項に規定する原材料とは、加工食品品質表示基準、削りぶし品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1659号）、農産物漬物品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1747号）、うなぎ加工品品質表示基準（平成13年農林水産省告示第589号）又は野菜冷凍食品品質表示基準（平成14年農林水産省告示第1358号）（次条第1号において「加工食品品質表示基準等」という。）において原産地を表示すべきこととされている原材料をいう。

(情報提供の方法)

第4条 前2条に規定する情報の提供は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

- (1) 生鮮食品品質表示基準又は加工食品品質表示基準等で定める表示の方法
- (2) 商品ごとに直接に、ラベル等を貼り付け、又は記載する方法
- (3) 商品の陳列棚等に、ラベル等を貼り付け、又はカードを差し込む方法
- (4) 陳列された商品の近くにカード等を下げ、又は置く方法
- (5) 店舗内において消費者に見やすいように一括して掲示する方法
- (6) インターネットを利用する方法
- (7) 消費者からの問合せに個別に応じる方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する方法

(情報提供の特例)

第5条 事業者は、食品の生産、製造、加工又は流通の状況、食品の原材料の性質等に照らし第2条又は第3条第1項に規定する情報を消費者に提供することが困難であると認められる特別の事情があるときは、この基準によらないことができる。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

食品の原産地に関する情報提供基準の概要

(平成25年4月1日施行)

山梨県食の安全・安心推進条例第21条

努力義務規定

(原産地に関する情報の提供の充実)

第21条 事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）又は加工食品（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。

2 前項の規定は、事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、若しくは加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。

趣旨(基準第1条)

条例第21条第1項の規定に基づき、事業者が行う
 -畜産物の原産地
 -加工食品の原材料の原産地
 に関する情報の提供に関し必要な事項を定める

提供すべき情報(基準第2条、第3条)

畜産物の原産地に関する情報	
右の何れかの情報	イ 都道府県名(※) ロ 市町村名(※) ハ 一般に知られている地名(※) ※ 主たる飼養地が属するもの
加工食品の原材料の原産地に関する情報	
原材料の区分	提供すべき情報 (原材料の区分毎に何れかの情報)
国産の農産物	イ 都道府県名 ロ 市町村名 ハ 一般に知られている地名
国産の畜産物	イ 都道府県名(※) ロ 一般に知られている地名(※) ※ 主たる飼養地が属するもの
国産の水産物	イ 生産(採取・採捕を含む)した水域名 ロ 水揚げした港名 ハ 都道府県名(※) ニ 市町村名(※) ホ 一般に知られている地名(※) ※ 水揚げした港又は主たる養殖場が属するもの
削りぶしの原材料として使用される国内で加工された「かつおのふし」	イ 都道府県名 ロ 市町村名 ハ 一般に知られている地名

対象事業者(条例第21条第1項)

対象品目を県内で消費者に販売する事業者(スーパー、小売店等)

対象品目(基準第2条、第3条)

対象品目	対象範囲
畜産物 (生鮮食品)	JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準別表に規定する畜産物(生鮮食品)
加工食品 (22食品群 +4品目)	JAS法に基づく品質表示基準で原産地表示が義務づけられている原材料 -加工食品品質表示基準(22食品群) -削りぶし品質表示基準 -農産物酒物品質表示基準 -うなぎ加工品品質表示基準 -野菜冷凍食品品質表示基準

※ 農産物、水産物(生鮮食品)は対象品目に含まれない。
(JAS基準で都道府県名等による原産地の表示義務有)

情報提供を要しない場合

特別の事情(基準第5条)

食品の生産、製造、加工、流通の状況、食品の原材料の性質等に照らし都道府県名等の原産地情報を消費者に提供することが困難であると認められる特別の事情があるとき

【特別の事情の例】

- ・原産地に関する情報を調達先で確認できない場合
- ・原産地の異なる原材料が製造・加工ラインで連続的に切り替わる場合
- ・原材料の調達上の問題により頻繁に原材料の原産地が切り替わる場合
- ・一定の量を確保する都合上、複数産地の原材料がランダムに混ざってしまう場合
- ・複数産地の肉をまとめて一度に小分けカットするため産地を区分できない場合
- ・複数産地の豚をまとめて一度に選別・包装するため産地を区分できない場合
- ・複数産地のものがランダムに混ざりあって流通している場合(畜産物の内臓等)

生産、製造、加工した施設・場所における直売(条例第21条第2項)

観光牧場や工場併設の直売所など、食品を生産、製造、加工した施設・場所において、事業者が、食品を直接に消費者に対して販売する場合(JAS基準で原産地の表示義務無)

情報提供の方法(基準第4条)

(1) 一括表示による方法 (JAS基準による)

(2) 一括表示以外による方法

- ・商品ごとに直接シール、ラベル等を貼付、又は直接記載
- ・陳列棚等にポップ、ラベル等を貼付、又はカードを差込む
- ・商品の近くにポップ、カード等を下げ、又は置く
- ・消費者に見やすいように一覧表等を店内に掲示
- ・インターネットを利用(H.P.、QRコード等)
- ・電話番号等の連絡先を商品等に記載 → 問合せに応じる
- ・担当者名等を店内に掲示 → 問合せに応じる
- ・その他これらに類する方法

原料原産地名の表示が必要な加工食品

次に掲げるものは、国内で製造された場合には、主な原材料(原材料に占める重量の割合が50%以上のもの)の原産地(原料原産地名)の表示が必要になります。

《加工食品品質表示基準で表示が義務づけられているもの(22食品群)》

① 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実

乾しいたけ、かんぴょう、切り干しだいこん、乾燥せんまい、かんしょ蒸し切り干し、乾燥ねぎ、干し柿、干しふどう 等

② 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実

塩蔵きのこ、塩蔵山菜ミックス 等

③ ゆで、または蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん

ゆでたけのこ、ゆでたれんまい、下ゆでしたさといも、ふかしたさつまいも、ゆでた大豆、なまあん、乾燥あん 等

④ 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
カット野菜ミックス、野菜サラダ(生鮮食品のみで構成されたものに限る。)、カットフルーツミックス 等

⑤ 緑茶及び緑茶飲料

煎茶、玉緑茶、玉露、抹茶、番茶、ほうじ茶、緑茶飲料 等

⑥ もち

まるもち、のしもち、切りもち、草もち、豆もち 等

⑦ いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類

いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生、いり大豆 等

⑧ 黒糖及び黒糖加工品※

黒糖みつ、黒糖菓子 等

⑨ こんにゃく

板こんにゃく、玉こんにゃく、糸こんにゃく 等

⑩ 調味した食肉

しお・こしょうした牛肉、タレ漬けした牛肉、みそ漬けした豚肉 等

⑪ ゆで、または蒸した食肉及び食用鳥卵

ゆでた牛もつ、蒸し鶏、ゆで卵、温泉卵 等

⑫ 表面をあぶった食肉

鶏ささみのたたき 等

⑬ フライ種として衣をつけた食肉

衣をつけた豚カツ用の食肉、衣をまぶした鶏の唐揚げ用の鶏肉 等

⑭ 合挽肉その他異種混合した食肉

合挽肉、成形肉(サイコロステーキ)、焼肉セット(異種の肉を盛り合わせたもので、生鮮食品のみで構成されたものに限る。)等

⑮ 煮干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類

みがきにしん、たづくり(煮干しのもの)、たたみいわし、するめ、丸干しいわし、さば干し、煮干いわし、しらす干、ちりめんじゃこ、干ほたて貝柱、干さくらえび、だしこんぶ、干こんぶ、板のり、焼きのり、味付けのり、乾燥わかめ、干ひじき 等

⑯ 塩蔵魚介類及び塩藏海藻類

塩さんま、塩さば、塩かずのこ、塩たらこ、塩いくら、すじこ、塩うに、塩藏わかめ、塩藏したうみぶどう 等

⑰ 調味した魚介類及び海藻類

まぐろしょゆ漬け、あこうだいの粕漬け、あまだいのみそ漬け、もずく酢、味付けめかぶ、いくらしょゆ漬け、食用油脂を加えたまぐろのすき身 等

⑱ こんぶ巻※

ゆで、または蒸した魚介類及び海藻類

ゆでだこ、ゆでかに、ゆでしゃこ、釜揚げしらす、釜揚げさくらえび 等

⑲ 表面をあぶった魚介類

かつおのたたき 等

⑳ フライ種とした衣をつけた魚介類

衣をつけたカキフライ用のかき、衣をつけたムニエル用のしたびらめ 等

㉑ ④または㉔に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

ねぎま串、鍋物セット(生鮮食品のみで構成されているもの) 等

※平成23年3月31日、上記⑧及び⑯に「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」が追加されました。

ただしこれらの品目は、2年間の移行期間が設けられ、義務化は平成25年4月1日からとなっています。

《個別の品質表示基準で表示が規定されているもの(4品目)》

●うなぎ加工品 ●かつお削りぶし ●農産物漬物 ●野菜冷凍食品

(H25.3現在)

山梨県食の安全・安心審議会第1期委員名簿

(任期：平成24年6月6日～平成26年6月5日)

(分野別、敬称略)

分野	氏 名	所属及び役職
消費 者	石倉 美代子	公 募
	大塩 祐治	やまなしの消費生活安全を進める会 副会長 (山梨県生活協同組合連合会 会長)
	北野 美恵子	公 募
	田草川 憲男	公益社団法人山梨県栄養士会 会長
生 産 者	小林 輝男	(有)小林牧場 代表取締役
	込山 博	山梨県農業協同組合中央会 副会長
	米山 忠和	財団法人シルクの里振興公社 事務局長
事業 者	小泉 有紀	(株)アマノ 取締役・企画室長
	戸辺 慶太	(有)金源水産 代表取締役 (甲府市場水産仲卸協同組合 理事長)
	長澤 利久	山梨県食品産業協議会 会長
	矢澤 ひろ子	平成24年6月6日～9月11日 (株)甲信不二フード 店舗統括マネージャー
	梅本 悅子	平成24年12月21日～ 丸十山梨製パン株式会社 常務取締役
学 識 経 験 者	石川 恵	弁護士 (石川法律事務所)
	登田 美桜	国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部第3室 主任研究官
	中田 美紀	国立大学法人山梨大学大学院医学工学総合研究部 准教授 (生命環境学部地域食物科学科)
	三神 敬子	山梨学院短期大学 学事顧問

(平成24年12月21日現在)

<用語解説（50音順）>

【あ行】

■栄養表示基準

健康増進法第31条第1項に基づき、販売する食品について、日本語により栄養成分、熱量について表示を行う場合には、その栄養成分・熱量だけでなく、国民の栄養摂取の状況からみて重要な栄養成分・熱量についても表示することが義務付けられているほか、その表示が一定の基準を満たすことを義務づけた制度です。

■エコファーマー

「持続農業法（持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律）」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入し、環境保全型農業に取り組んでいることを県知事が認定する制度です。

■NPO法人

NPOとは、“Non Profit Organization”的ことで、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配すること目的としない団体の総称です。

このうち「特定非営利活動法人」は、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などで、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

【か行】

■家畜伝染病予防法

畜産の振興を図るため、家畜伝染病の発生の予防や、発生時の感染拡大を防ぐことを目的に、病気の検査や予防注射、消毒の方法などについて具体的に定めている法律です。

■学校給食衛生管理基準

「学校給食法」の規定に基づき、学校給食施設における衛生管理の徹底を図るために重要な事項について示しています。

■GAP（農業生産工程管理）

食品の安全性の確保や生産活動が周辺環境に及ぼす悪影響の抑制など、適正な農産物の生産、水産物の養殖を行うために、生産の作業工程ごとに想定される危害要因とその対応策などを示し、それを実践する取り組みのことです。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことです。

■景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）

不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律です。不正に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示は不当表示として禁止されています。

■健康増進法

急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し、基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るために措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とした法律です。

■広域的店舗

広域にわたる食品販売店等（例：スーパーのチェーン店）をいいます。

■米トレーサビリティシステム

米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けた制度です。

米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

■コンプライアンス

「要求・命令などに従うこと、応じること」を示す英語です。

法律や規則を守ること（法令厳守）をいいますが、社会的規範や倫理までを含める場合もあります。

〔さ行〕

■残留農薬

農作物等の栽培または保存時に農薬が使用された場合に、農作物等や環境中に残る農薬またはその代謝物をいいます。

農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準において食品に残留する農薬などの量の限度（残留基準）が定められています。これを超えるような農薬が残留する食品は、食品衛生上の危害を

除去するために必要な範囲で販売禁止などの措置がとられます。

■ G L P（検査機関の業務管理）

医薬品や食品の安全性を評価する検査や試験が正確かつ適切に行われたことを保証するための基準です。

安全性評価試験の信頼性を確保するため、試験施設が備えるべき設備、機器、試験の手順等について基準を定めています。

■ J A S法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）

農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図る観点から、適正かつ合理的なJ A S規格を定めるとともに、一般消費者の選択に資するために農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示をすべての製造業者、または販売業者等に義務づけることを定めた法律です。

■ 収去検査

食品衛生監視員が、食品の安全を確保するために食品衛生法に基づき、食品営業施設等から試験検査のために必要な検体を無償でいただくことを「収去」といいます。

収去了した検体は、規格基準や衛生規範等について検査機関で検査します。

■ 飼養衛生管理基準

「家畜伝染病予防法」に基づき、家畜（牛、豚及び鶏）の所有者が守る必要のある家畜の飼養衛生管理基準です。畜舎の清掃・消毒、野生動物の侵入防止等について規定しています。

■ 消費生活相談員

山梨県消費生活条例第19条に基づき、地域における消費生活に関し、相談に応じるとともに苦情、意見、要望その他の情報を県に提供してもらうため、消費生活の安定及び向上に関する知識及び経験を持っている人を「消費生活相談員」として県が委嘱します。

■ 食育

現在及び将来にわたり、健康で文化的な生活や豊かで活力ある社会を実現するため、様々な経験を通じて食の安全性や栄養、食文化などの「食」を選択する力を養うことにより、好みの食生活・食習慣の実践、豊かな心を育てることです。

国の「食育基本法」（平成17年施行）では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくむことを目的とする」とされています。

くんでいく基礎となるものである。」と記しています。

■食育推進ボランティア

県民が、「食」の安全や「食」の選び方、組み合わせ方などについて正しい知識を身につけ、健全で安心な食生活を実践していくことができるよう、地域単位の草の根レベルで、食の生産から消費に関する情報提供など食育を推進する活動を行うボランティアです。

■食事摂取基準

健康な個人または集団を対象として、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示したもの。

保健所、保健センター、民間健康増進施設等において、「生活習慣病予防」のために実施される栄養指導、学校や事業所等の「給食管理」にあたって、基礎となる科学的データです。

■食生活改善推進員

市町村の栄養教室を終了した者で構成され、「私たちの健康は私たちの手で」を合い言葉に「ヘルスマイト」の愛称で、食生活改善のボランティア活動を行う人たちです。

自分や家族の健康管理はもとより、地域住民の食生活改善の輪を広げ、地域住民の生涯を通じた健康づくりの担い手として活躍している。

県内の全市町村単位で組織され、現在4,344名（平成24年3月現在）の会員が、草の根運動として子どもからお年寄りまでを対象に活動しています。

■食鳥検査員

1年間の処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場において、疾病及び異常の有無を1羽ごとに検査する食鳥検査の業務や食鳥処理場に対する監視・指導などを行うために、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、都道府県等が指定する獣医師の資格を有する職員をいいます。

なお、食鳥検査の業務は、公的機関(都道府県知事又は厚生労働省指定検査機関)で食鳥検査を実施することが、法律で義務づけられています。

■食品安全基本法

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的としています。

■食品安全110番

食品表示の疑問、相談など広く県民の皆さんからの情報を受付ける窓口です。

寄せられた情報で、違反や事件の疑いがあるものについては、関係機関と連携し、立入調査を行うなど再発防止に努めています。（直通電話055-223-1638）

■食品衛生監視員

食品衛生監視員とは、食品衛生法に基づき、保健所・食品衛生検査所などにおいて、食品衛生に関する監視・指導を行う公務員です。

なお、食品衛生監視員になるためには、次のいずれかに該当する者です。

- ①厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者
- ②医師、歯科医師、薬剤師、獣医師
- ③大学で医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者
- ④栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する者

■食品衛生監視指導計画

各都道府県知事等が食品衛生法に基づき、食品の安全性を確保することを目的に定める計画です。

農林水産物の採取から、食品の製造・加工、販売に至る食品供給行程の各段階において、食中毒等の危害発生状況等を分析・評価し、重点的かつ効率的、果的な監視指導を実施します。

■食品衛生法

昭和22年に制定され、平成15年の法改正により、「食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る」ことを目的とした法律です。

■食品関連事業者（食品安全基本法第8条）

食の生産、製造・加工、流通に携わる事業者及び肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用医薬品、食品添加物等の生産、輸入又は販売などを行う事業者をいいます。

■食品添加物

食品衛生法では、食品の製造の過程において使用されるもの、または食品の加工若しくは保存などの目的で添加、混和などの方法により使用されるものと定義されています。

食品添加物は、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要です。このため、食品衛生法に基づき人の健康を損なうおそれのない場合として、厚生労働大臣が定めるもの以外は、原則として使用が認められていません。

このような規制は、ポジティブリスト方式と呼ばれ、欧米諸国においても同様の規制が行われています。また、食品添加物の品質の確保や不適切な使用を防ぐため、必要に応じ個別に一定の品質を確保するための成分規格や使用目的、対象食品や使用量といった使用基準などが規定されています。

表示については、食品衛生法に基づき、原則として使用したすべての食品添加物を物質名で表示することとされています。また着色料や保存料などの定められた用途で使用されるものについては、物質名のみでなく用途名を併記することとし、消費者が食品を購入する際に情報が得られるよう定めています。

■食品等事業者

農林水産業の生産資材、食品、添加物、器具、容器包装の生産、輸入または販売、その他事業活動を行う事業者をいいます。

■食品表示ウォッチャー

県は、ボランティアで日常の買い物の際に、食品の表示状況をモニタリングする消費者を「食品表示ウォッチャー」として登録し、食品表示に関する情報を収集しています。

ウォッチャーは、その情報を県に報告し、県はその情報をもとに表示の適正化を図るため、食品販売店等に対する調査、指導等を行います。

■食品表示合同調査

食品表示に関する主な法令（JAS法、食品衛生法、景品表示法）を所管する県の関係部署が合同で食品販売店等において表示の調査を行います。

不適正な表示等があった場合は、指導、改善を求めて、表示の適正化に努めています。

■飼料安全法

飼料の安全性や品質を確保するため、飼料等の製造や保存方法、使用、表示等の基準・規格について定めている法律です。

正式には、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」といいます。

■水産用医薬品

水産動物の疾病の診断、治療、予防に使用されることが目的とされるもの（抗生物質、合成抗菌剤、駆虫剤、ビタミン剤、消毒剤、ワクチン）と水産動物の身体の構造、または機能に影響を及ぼすことを目的に使用されるもの（麻酔剤）があります。

■スクリーニング検査

多数の中からある特定の性質を持つ物質・生物などを選別（screen）すること、または、そのための特定の操作・評価方法テストをいいます。

■生産履歴

作物の品種や使用した肥料、農薬、収穫日等に関する情報を履歴として記録し、消費者や納品先等から食品の生産地、生産者、生産方法、流通経路などの確認に用いられる作業記録や栽培日誌を指します。

■全国食品安全自治ネットワーク

群馬県、岐阜県、佐賀県の3県が提唱県となり、全国の自治体が連携することにより、食品流通の広域化や食品の多様化に対応し、食の安全性と信頼性を確保することを目的に平成14年度に発足しました。

■総合衛生管理製造過程

HACCPの概念を取り入れた厚生労働大臣による承認制度です。

(た行)

■動物用医薬品

主として動物のために使用されることが目的とされている医薬品です。

畜産動物（牛、豚、鶏など）や養殖魚などの病気の診断、治療、予防などに使われるもので、その製造・販売・使用については薬事法で規制されています。

必要に応じて、薬事法に基づき、その使用できる動物種、使用量、使用禁止期間（出荷するまで、その薬が使用できない期間）などの使用基準が設定されています。

また、食品衛生法に基づき残留基準が設定され、残留基準が設定された場合、これを超えるような動物用医薬品が残留している食品は販売禁止などの措置がとられることになります。

■TSE（伝達性海綿状脳症）

異常プリオノンによって引き起こされ、脳に特徴的な海綿状変性が認められる疾病を総称してTSE（伝達性海綿状脳症：Transmissible Spongiform Encephalopathy）といいます。

TSEには、牛のBSE（Bovine Spongiform Encephalopathy）、羊や山羊のスクレイピー、ヒトのクロイツフェルト・ヤコブ病などがあります。

■地産地消

国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域で消費する取り組みです。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組みなどを通じて農林水産業の6次産業化（農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進すること）にも繋がります。

■地産地消センター

「地産地消」を広く県民運動として進めていくため、山梨県が創設した地産地消センター制度に基づき登録された人たちをいいます。

センターは、生産者・流通業者・消費者がそれぞれの立場で、相互の交流や連携活動など、地産地消に関する自主的な取り組みを行っています。

■特定給食施設

健康増進の法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち、継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設をいいます。

■特用林産物

食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称です。

■と畜検査員

獣医師の資格を持った県職員のことです。と畜場法に基づき、と畜場で処理される獣畜（牛・馬・豚・めん羊・山羊）の疾病等を確認し、食用に適さないものを排除する検査を行います。

■トレーサビリティシステム

食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報を追跡・遡及できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に資するものです。

国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき、流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務化されました。

また、平成21年には、米穀事業者に対し、米や米加工品の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）」が制定され、平成23年7月から完全施行となりました。

(な行)

■農薬管理指導士

農薬取扱者の資質を向上し、農薬による危被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的に、農薬販売業者等に対して、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、合格者を農薬管理指導士として認定します。農薬管理指導士は、農薬購入者及び農薬使用者に対して、農薬適正使用の指導をすることを主な任務としています。

■農薬適正使用アドバイザー

農薬の使用や流通関係者を対象に、県が実施する「農薬管理指導アドバイザー養成研修」を受講した人を農薬適正使用アドバイザーとして知事が認定します。農薬取扱者等の資質の一層の向上、農薬使用者における農薬安全使用の推進を図ります。

(は行)

■HACCP（危害分析重要管理点）システム

食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止す

るための重要なポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法をいいます。

1960年代にアメリカの宇宙計画向け食品製造のために考案されたシステムで、Hazard Analysis and Critical Control Point といい、頭文字の略語としてHACCP（ハサップ、ハセップ、ハシップ）と呼ばれています。

■ BSE（牛海綿状脳症）

TSE（伝達性海綿状脳症：Transmissible Spongiform Encephalopathy）という、未だ十分に解明されていない伝達因子（病気を伝えるもの）と関係する病気のひとつで、牛の脳の組織にスpongi状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中権神経系の疾病です。

1986年にイギリスで初めてBSEが報告されました。

■ ポジティブリスト制度

平成15年の食品衛生法改正に基づき、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度として、平成18年5月に施行されました。

〔ま行〕

■ めん山羊

めん羊と山羊を略した言葉。

〔や行〕

■ 薬事法

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療用具の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的として、昭和35年に制定されました。

動物用医薬品等については、品質、動物に対する有効性及び安全性の確保に加え、食用動物用の医薬品については畜水産食品への残留を防止するため、品目毎に製造（輸入）承認や再審査等を実施し、製造や輸入販売の許可などの必要な規制を行うとともに、食用動物に対しては基準を定めて使用を規制しています。

■ 山梨県食の安全・安心推進条例

県では、食の安全・安心の確保についての基本理念を明かにするとともに、県、食品関連事業者及び県民が責務または役割を果たすことにより、食の安全・安心の確保に関する施策及び取り組みを総合的かつ効果的に推進し、県民の健康保護に寄与することを目的として、平成24年4月1日（一部、平成25年4月1日）に制定しました。

■山梨県食の安全・食育推進本部

BSEを始めとする食品の安全・安心を揺るがす様々な問題が生じたことで、県民の食品に対する関心や食品安全行政の充実強化を求める声が高まりました。そこで、生産から流通・消費に至る総合的な食品安全施策を全庁的、横断的体制により推進するとともに、食品に関する重大な事件・事故が起きた際には、全庁的体制により迅速に対応するため、平成15年5月に設置しました。本部長は知事が当たり、各部局長で構成されています。

平成18年5月、所掌事項に「食育」推進を追加し、現行の名称に改称しました。

(ら行)

■リスクコミュニケーション

関連事業者や消費者、行政等で必要な情報を共有し、理解を深め、それぞれの立場から相互に意見交換を行うことをいいます。

「食の安全・安心」を所管する関係機関一覧

所 属	住 所	電話番号	FAX	備 考
消費生活安全課	甲府市丸の内1丁目6番1号	055-223-1588	055-223-1587	山梨県食の安全・安心推進条例、JAS法、景品表示法、食育など
県民生活・男女参画課	"	055-223-1350	055-223-1354	NPO法人の認定、活動推進の総合調整など
防災危機管理課	"	055-223-1432	055-223-1429	原子力災害対策特別措置法など
児童家庭課	"	055-223-1456	055-223-1475	保育所関係など
衛生業務課	"	055-223-1488	055-223-1482	食品衛生法、健康増進法(食品表示)など
健康増進課	"	055-223-1493	055-223-1499	健康増進法など
森林環境整備課	"	055-223-1632	055-223-1636	特用林産物の栽培技術開発など
みどり自然課	"	055-223-1520	055-223-1559	狩獵、野生鳥獣関係など
林業振興課	"	055-223-1648	055-223-1678	特用林産物関係など
観光振興課	"	055-223-1557	055-223-1558	県産品の販売拡大、観光推進など
農政整備課	"	055-223-1581	055-223-1585	農業施策の総合調整など
果樹食品流通課	"	055-223-1600	055-223-1604	地産地消、農産物認証制度など
農産物販売戦略室	"	055-223-1603	055-223-1604	農産物認証制度など
畜産課	"	055-223-1605	055-223-1609	飼料安全法、家畜の生産振興、物流・販路拡大など
花き農水産課	"	055-223-1610	055-223-1615	食糧法、水産養殖業関係など
農業技術課	"	055-223-1616	055-223-1622	農薬取締法、肥料取締法、環境保全型農業、県産農畜水産物の放射性物質検査(窓口)など
スポーツ健康課	"	055-223-1780	055-223-1786	学校給食の指導、学校給食の食材に対する放射性物質調査(窓口)など
県民生活センター	甲府市飯田1丁目1-20	055-223-1366	055-223-1368	消費生活相談、商品テスト
中北保健福祉事務所 (中北保健所)	甲府市太田町9-1	055-237-1381	055-235-7115	食品衛生法、自主回収報告関係など
岐北支所	韮崎市本町4丁目2-4	0551-23-3074	0551-23-3075	"
岐東保健福祉事務所 (岐東保健所)	山梨市下井尻126-1	0553-20-2750	0553-20-2754	"
岐南保健福祉事務所 (岐南保健所)	南巨摩郡富士川町黒沢771-2	0556-22-8145	0556-22-8147	"
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)	富士吉田市上吉田1丁目2-5	0555-24-9032	0555-24-9037	"
衛生環境研究所	甲府市富士見1丁目7-31	055-253-8721	055-253-5637	食品中の残留農薬・食品成分、医薬品に係る試験調査及び調査研究など
食肉衛生検査所	笛吹市石和広瀬785	055-262-8121	055-263-9528	と畜・食鳥検査、と畜場・食鳥処理場に係る監視指導など
森林総合研究所	南巨摩郡富士川町最勝寺2290-1	0556-22-8001	0556-22-8002	特用林産物の試験研究など
計量検定所	笛吹市石和町広瀬785	055-261-9130	055-261-9132	計量法(食品表示)
中北農務事務所	韮崎市本町4丁目2-4	0551-23-3077	0551-23-3080	JAS法(食品表示)、地産地消など
岐東農務事務所	甲州市塙山上塙後1239-1	0553-20-2705	0553-20-2709	"
岐南農務事務所	西八代郡市川三郷町高田111-1	055-240-4135	055-240-4117	"
富士・東部農務事務所	都留市田原3丁目3-3	0554-45-7830	0554-45-7833	"
東部家畜保健衛生所	笛吹市石和町唐柏1000-1	055-262-3166	055-262-3108	家畜伝染病の発生予防・まん延防止、動物棄事、家畜衛生など
西部家畜保健衛生所	韮崎市本町3-5-24	0551-22-0771	0551-22-6728	"
関東農政局甲府地域センター	甲府市丸の内1丁目1-18	055-254-6012	055-254-6058	JAS法、有機JAS、牛トレーサビリティ、米トレーサビリティなど

平成25年3月1日現在

山梨県「食品安全110番」 055-223-1638

山梨県食の安全・安心推進計画

山梨県企画県民部消費生活安全課

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

電話 055-223-1588

055-223-1638（食品安全110番）

FAX 055-223-1587

E-mail shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」

<http://www.pref.yamanashi.jp/shoku-portal/index.html>

発行 平成25年3月

